

# 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表いたします。

## 【健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実績赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断 比 率	—	—	9.30	145.10
早期健全化 基 準	15.00	20.00	25.00	350.00

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表示されている場合は、実質赤字及び連結実質赤字額が無いことを表す。

## 【資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率
栗国村航路事業特別会計	—
栗国村簡易水道事業特別会計	—
栗国村農業集落排水事業特別会計	—
栗国村村民牧場事業特別会計	—

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と表示されている場合は、資金不足額が無いことを表す。